

「いたばし区議会だより第161号」(平成24年7月22日発行)の内容について、区議会事務局とのやりとり

作成: 紫垣伸也

	①区議会事務局へ質問(2012年8月1日)	②区議会事務局からの回答(2012年8月16日)	③区議会事務局へ再質問(2012年8月17日)	④区議会事務局からの再回答(2012年9月3日)
会議録の閲覧について		<p>紫垣伸也 様</p> <p>区議会だより第161号(2012年7月22日発行)についてのご質問にお答えいたします。</p> <p>なお、ご質問いただいている項目に会議における議員や区長等の発言についてのもが含まれております。会議における発言は、会議録に記載されている言葉がすべてとなっております。そのため区議会事務局が、会議録にある言葉に独自に解釈や補足を加えて説明することはできませんのでご了承ください。</p> <p>以下、区議会事務局でお答えできる部分について回答させていただきます。</p>	<p>この“会議録”について、区議会だより第161号第2面に“8月中旬以降に、区議会事務局、各図書館、区政資料室および公文書館で閲覧できます。”とありますが、</p> <p>・閲覧できる時期が8月中旬以降だと具体的にいつになったら閲覧可能となるのかわからないので、もう少し具体的に閲覧時期を提示できないでしょうか(例えば、「8月中旬から遅くとも●●までには閲覧できるようにします。」など)? もし出来ないのであればその理由を教えてください。</p> <p>・この“会議録”のネット公開はありますでしょうか? ないならばその理由を教えてください。</p>	<p>会議録の作成は間違いがあつてはなりませんので、慎重に行う必要がございます。そのために、文字の校正などに時間が必要となっております。なるべく早く皆様の閲覧に供したいと考えておりますが、あらかじめ公開する期日を「何日までには」と設定することは困難でございますので、ご了承ください。</p> <p>ネット上では、板橋区議会ホームページの「会議録検索システム(外部リンク)」から入っていただくと会議録をご覧になることができます。ただし、ホームページの会議録は、発言内容のみとなっておりますので会議で使われた資料や議案書は掲載しておりません。資料や議案書を見たい場合には、図書館、区政資料室、公文書館に備えてある冊子になった板橋区議会の会議録をご覧ください。</p>
第2面	<p>3)「東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例」について。</p> <p>・「区民税及びたばこ税の税率を引き上げ」とあるが、それぞれどれだけ引き上げるのか? また、いつから引き上げられるのか?</p> <p>・「退職所得に係る特例」とは、具体的にどういった特例か? この特例を示す関連サイトなどあれば教えていただきたい。</p>	<p>区民税は、平成26年度から平成35年度の間に、区民税均等割の額を3,000円から3,500円に引き上げます。</p> <p>たばこ税は、たばこ1,000本あたりの区たばこ税を644円引き上げます。ただし、都たばこ税は644円引き下げられます。平成25年4月1日から実施です。</p>	<p>“区民税均等割の額を3,000円から3,500円に引き上げます。”について、このことが書かれている条例の原案はどのようにしたら閲覧できますか?</p> <p>“たばこ1,000本あたりの区たばこ税を644円引き上げます。都たばこ税は644円引き下げられます。”について、</p> <p>・このことが書かれている条例の原案はどのようにしたら閲覧できますか?</p> <p>・区たばこ税を644円引き上げる前の元の金額、および引き上げた後の金額はそれぞれいくらになりますか?</p> <p>・都たばこ税を644円引き下げる前の元の金額、および引き下げた後の金額はそれぞれいくらになりますか?</p> <p>・区たばこ税を644円引き上げ、都たばこ税を644円引き下げることによって、区民の負担は増減しますか? するならばどれくらい増減するか、そしてその理由を教えてくださいませんか?</p>	<p>①東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例の原案について 図書館などに備えてある冊子になった会議録に掲載されます。</p> <p>②引上げる前の区たばこ税の金額 1,000本につき4,618円</p> <p>③引下げる前の都たばこ税の金額 1,000本につき1,504円</p> <p>④区民が負担するたばこ税の増減 区民が負担する額に増減はありません。</p> <p>⑤東京都主税局のホームページについて 「(8)退職金にかかる住民税」の項目の※3の部分(1割減額)が廃止される特例となります。】</p>

		東京都主税局のホームページに個人住民税に関する説明がございます。 http://www.tax.metro.tokyo.jp/kazei/kojin_ju.html	いただいたサイトを閲覧しましたが、「退職所得に係る特例」に関連する記述を見つけることができませんでした。いただいたサイトの具体的などのあたりにこの特例が掲載されているのか教えていただけますか？	
第3面	4)「東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例」について。「住民基本台帳リストの閲覧手数料額を改定し、」とあるが、どのように改定するのか？また、いつから改定されるのか？	答)閲覧手数料を1,500円から2,500円に改定します。区長が規則で定める日から実施します。	“区長が規則で定める日”とはいつか？	3 第3面について 平成24年8月1日から改定が実施されております。
第4面	7)「企画総務委員会」の〈主な審査内容〉の5段落目にある、「表決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。」について、この「原案」とはどういったものか？	答)原案とは、委員会で審査された「東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例」の文章のことです。「原案のとおり」と表現しているのは、委員会において議案の文章を修正することなく原案のまま可決すべきものと決定いたしましたので、そのように表現しています(以下の8と9の質問においても同じです)	原案と回答いただいている、3つの文章[上記7)の“委員会で審査された「東京都板橋区特別区税条例の一部を改正する条例」の文章”、8)の“委員会で審査された「東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例」の文章”、9)“委員会で審査された「東京都板橋区専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準する条例」の文章”]はどうやったら閲覧できますでしょうか？	①原案の文章は、図書館などに備えている板橋区議会の会議録で閲覧できます。 ②タイトルは「平成24年度における給食食材の放射能検査及び対策について」です。板橋区ホームページの「平成24年度における給食食材の放射能検査及び対策について」 http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_oshirase/041/041696.html の本文と放射線物質検査結果に基準についての説明があります。 ③各委員会で使用された資料は、図書館などに備えている板橋区議会の委員会会議録に添付されており、閲覧することができます。】
	8)「区民環境委員会」の〈主な審査内容〉の3段落目にある、「表決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。」について、この「原案」とはどういったものか？	答)原案とは、委員会で審査された「東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例」の文章のことです。		
	9)「健康福祉委員会」の〈主な審査内容〉の3段落目にある、「表決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。」について、この「原案」とはどういったものか？	答)原案とは、委員会で審査された「東京都板橋区専属の薬剤師を置かなければならない診療所の基準する条例」の文章のことです。		
	「文教児童委員会」の〈主な審査内容〉の1段落目にある、「基準値を超えた場合に区が行う対応についての報告。」について、この「報告」の内容はどういったものか？	答)放射能検査で基準値を超えた食材が見つかった場合には、その食材と同品目・同産地の食材の使用を直ちに中止し、検査結果を公表し、国・都・関連部署と連携して適切な対応を行うと報告されています。(文教児童委員会資料から抜粋)		
			上記“放射能検査で基準値を超えた食材が見つかった場合には、”の“基準値”とは、どこが定めた基準値なのでしょう？またその“基準値”の一覧のようなものは閲覧可能か？可能であればどこで閲覧できますでしょうか(ネット公開しているのであれば関連サイトを教えてください)？	
			上記“文教児童委員会資料”について、 ・この資料のタイトルはなんですか？ ・どのようにしたらこの資料を閲覧できますでしょうか？もしネット公開しているようでしたら関連サイトを教えてくださいませんか？	